

野田市制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する制限付一般競争入札の実施に関し、野田契約事務規則（平成25年野田市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる建設工事及び委託業務（以下「建設工事等」という。）は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 建設工事については、設計額が800万円以上となる工事とする。
- (2) 測量・建設コンサルタント業務の委託業務については、設計額が500万円以上となる業務とする。
- (3) 測量・建設コンサルタント業務以外の委託業務については、設計額が5,000万円以上となる業務とする。

(入札参加資格)

第3条 入札参加者の資格は、次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 野田市入札参加資格業者名簿に登録がされている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があつた日から3年を経過している者であること。
 - (4) 建設工事等の競争入札の公告の日から入札日までに野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - (5) 建設工事等の競争入札の公告の日から入札日までに野田市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外を受けていない者であること。
 - (6) 手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者であること。
 - (7) 建設工事等の入札日前6月以内に手形または小切手が不渡りとなっていない者であること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされている者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者であること。
- 2 前項に定めるもののほか、建設工事等の種類又は性質により、次に掲げる資格要件を設けたときは、当該資格を有する者でなければならない。

- (1) 建設工事においては、当該工事の工種に係る経営事項審査を受けていて、総合評定値の要件を設けた場合は、当該数値が一定値以上の者であること。
- (2) 建設工事においては、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けている者であること。
- (3) 契約の履行に必要な許認可や資格等を有している者であること。
- (4) 建設工事等ごとに指定する地域要件を満たす者であること。
- (5) 建設工事等の施工及び受注実績がある者であること。
- (6) 建設工事等に必要な技術者を配置できる者であること。
- (7) その他特に必要があると認めて定めるときは、その資格要件を満たす者であること。

（入札参加資格審査委員会）

第4条 市長は、制限付一般競争入札を執行しようとするときは、次に掲げる事項について、野田市入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）に意見を聴くものとする。

- (1) 入札参加資格要件の設定
- (2) 落札候補者の資格の有無の確認

（入札の公告等）

第5条 入札の公告は、野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第9号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとし、公告の内容をちば電子調達システム、市ホームページ、行政資料コーナー等において公表するものとする。

（入札参加申請）

第6条 入札参加者は、制限付一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）に必要な事項を記載し、指定した日までに管財課長に提出するものとする。ただし、電子入札で行う入札については、ちば電子調達システムにより提出するものとする。

2 提出された参加申請書は、返却しない。

（現場説明）

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

（入札の延期又は中止）

第8条 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為等により、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止するものとする。この場合において、市は、発生した損害を賠償する責を負わない。

(工事内訳書・積算内訳書の提出)

第9条 入札参加者は、入札書のほかに建設工事においては工事内訳書を、委託業務においては積算内訳書を提出しなければならない。ただし、紙入札による再度入札を行うとき又は再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときに、随意契約により見積書を徴するときは、この限りでない。

(入札)

第10条 入札は、管財課長の指名する職員（以下「入札の執行者」という。）が執行する。

(開札)

第11条 入札の執行者は、開札に当たって入札をした者及びその価格を読み上げるものとする。ただし、電子入札で行う入札については、この限りでない。

2 再度入札を行う場合には、前入札の最低価格を読み上げるものとする。ただし、電子入札で行う入札については、ちば電子調達システムにより入札参加者に最低価格を通知するものとする。

(再度入札)

第12条 予定価格の事前公表を行う場合を除き、第1回目の入札で予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。ただし、その回数は、1回に限る。

(入札不調の措置)

第13条 前条の規定により、再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、最低の価格で入札した者、総合評価方式にあつては評価値が最も高い者から見積書を徴することができるものとし、見積書の徴取は、2回までとする。ただし、見積書を徴するに当たって、予定価格との差が大きいため、見積書を徴することが適切でないときは、この限りではない。

2 前項の規定により契約の相手が決定しないときは、当該案件の設計等について検討し、設計変更等を行い、再び入札に付するための必要な措置を講じるものとする。

(落札候補者の資格審査)

第14条 入札後に予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。ただし、低入札価格調査の対象となったときは、この限りでない。

- 2 落札候補者は、入札後速やかに制限付一般競争入札参加資格確認書及び添付資料（以下「確認書等」という。）を管財課長へ提出するものとする。
- 3 委員会は、提出された確認書等により、落札候補者の入札参加の資格要件に係る適否について審査し、市長に報告するものとする。
- 4 前項の場合において、落札候補者が資格要件に適合しないときは、予定価格の制限の範囲内で次順位者を落札候補者とし再度審査する。すべての落札候補者が資格要件に適合しないときは、再び入札に付するための必要な措置を講じるものとする。

（資格審査の説明）

- 第15条 審査で資格要件に適合しないとされた者は、失格の通知から3日（閉庁日を除く。）以内に書面をもって管財課長へ説明を求めることができる。
- 2 管財課長は、前項の説明を求められたときは、求められた日から3日（閉庁日を除く。）以内に書面をもって回答するものとする。

（資格要件の喪失）

- 第16条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入札前であれば入札に参加させないものとし、落札候補者となったときは、落札候補者の資格を喪失するものとする。
- (1) 第6条第1項の規定により提出された参加申請書に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
 - (2) 入札参加者が野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - (3) 野田市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外を受けたとき。
- 2 前項の規定により入札参加者を入札に参加させないとき又は落札候補者の資格を喪失したときは、当該入札参加者に通知するものとする。

（入札結果等の公表）

- 第17条 入札の経過、契約の内容等の公表は、「入札・契約適正化法に基づく情報の公表に関する事務取扱要領」に基づき行うものとする。

（補則）

- 第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。